

消火器の訪問販売業者に9ヶ月の業務停止命令

近畿6府県が合同で悪質消火器会社に業務停止命令

代表連絡先	府民文化部 消費生活センター 事業グループ ダイヤルイン番号:06-6945-0711 メールアドレス:shohiseikatsu-center@sbox.pref.osaka.lg.jp
-------	--

提供日	2010年11月2日
提供時間	14時0分
	<p>大阪府では、高齢者等に不適正な取引を行っていた株式会社ユウキニッショーに対して特定商取引に関する法律(以下「法」という。)第8条第1項に基づき、業務の一部を停止するよう命じたので、同条第2項に基づき公表します。</p> <p>併せて、同社の取引行為には、大阪府消費者保護条例(以下「条例」という。)第16条に違反する行為があったので条例第20条第2項の規定により、情報提供します。</p> <p>今回の行政処分は同社による消費者被害が近畿各府県に及んでいることから、大阪府をはじめ、近畿各府県(滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県)が連携し、調査を行ったうえで、同社に対して各府県が同時に実施するものです。また、大阪市も大阪府と共同で調査を行い併せて処分を行うものです。</p> <p>1. 事業者の概要</p> <p>法第8条第1項による業務停止命令及び条例第20条第2項の規定による情報提供</p> <p>事業者名 株式会社ユウキニッショー</p> <p>代表者 代表清算人 古賀 孝雄</p> <p>所在地 現在の登記簿上の本店の所在地 大阪市淀川区西中島六丁目3番24号431号</p> <p>調査時点における営業拠点所在地</p> <p>本社:大阪市天王寺区寺田町一丁目3番14号 京都支店:京都市伏見区深草小久保町295番1 神戸支店:兵庫県明石市小久保六丁目4番地5 奈良支店:奈良市法蓮町153-5</p> <p>事業内容 消火器の訪問販売、回収及び詰替等</p> <p>(注)同社は平成22年10月21日に株主総会を開催し、解散決議を行い、古賀孝雄を代表清算人に選任した。同社は現在、清算中の会社として存続している。</p> <p>2. 法第8条第1項による業務停止命令の内容</p> <p>(1)法第2条第1項に規定する訪問販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 訪問販売に係る売買契約及び役務を有償で提供する契約(以下「役務提供契約」という。)の締結について勧誘すること。 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約の申込みを受け付けること。 訪問販売に係る売買契約及び役務提供契約を締結すること。 <p>(2)業務停止の期間 平成22年11月3日から平成23年8月2日までの間(9ヶ月間)</p> <p>3. 不適正な取引行為</p> <p>(1)販売目的の隠匿 (法第3条) (条例第16条に基づく同施行規則第5条別表1項ホ) 同社の従業員は、訪問販売をしようとする際、その勧誘に先立って、「消火器の薬剤の交換にお伺いします。」「古い消火器の回収点検に回っています。」などと告げるだけで、新しい消火器の販売が勧誘目的であることを告げていませんでした。</p> <p>(2)契約書面不備・不交付</p>

(法第5条)

同社の従業員が、消費者に交付した「契約書(お客様控え)」には代表取締役の記載がないなど、契約書面に不備があるものや、消費者に契約書の交付をせず消火器と請求書だけを交付するなど書面不交付による勧誘を行っていました。

(3)不実告知

(法第6条第1項)

(条例第16条に基づく同施行規則第5条別表1項ハ)

同社の従業員は、一般家庭には法律による消火器の設置は義務付けられていないにもかかわらず、「法律で家庭用消火器の設置が義務付けられました。」などといかにも法律で家庭にも消火器の設置が義務付けられているようなことを告げたり、消火器を点検するわけもなく外観だけで、「この消火器は中身が固まっているので、交換できない。」「新しいのを買わないとだめだ。」と告げていました。

(4)迷惑勧誘

(法第7条第4号に基づく同施行規則第7条第1号)

(条例第16条に基づく同施行規則第5条別表1項ウ)

同社の従業員は、消費者の同意を得ずに、自社の車に強引に古い消火器を積み込んだり、「消火器が爆発するかもしれない。」と脅かしたり、消費者に対して大きな声で消火器の購入を迫ったり、消費者の同意を得ずに新しい消火器を置いて帰るなど消費者が迷惑を覚えるような勧誘を行っていました。

(5)契約解除妨害

(法第7条第4号に基づく同施行規則第7条第1号)

(条例第16条に基づく同施行規則第5条別表3項ホ)

契約書に書いてある電話番号に電話し、消火器の解約を申し入れたら、「消費者の送料負担で送れ。」と言われてたり、また、クーリング・オフ通知をしても、1ヶ月近くも連絡がなかったなど、契約解除に関する妨害を行っていました。

4. 業務停止命令に違反した場合の対応

業務停止命令に違反した場合は、行為者に対して法第70条の2の規定に基づき2年以下の懲役又は300万円以下の罰金又はこれを併科する手続きを、同社に対しては法第74条の規定に基づき3億円以下の罰金を科する手続きを行うことがあります。

5. 勧誘事例

【事例1】

同社従業員Tは、消費者A宅に電話で「消火器の薬剤交換に伺います。」と事前に連絡し、翌日A宅を訪問したTは、置いてある消火器を見て、「この消火器は相当古いですね。古ければ色々と問題があるようなので、新しいのはどうですか。」「どことも、設置義務ができましたので、こうした機会に買い替えをしています。こうして新しいのをお持ちしました。」等と手元に置いていた消火器が入ったダンボール箱1個を差し出したので、Aが「新品は無理です。」「薬剤交換という事で来ていただきました。」と言うと、Tは、家の中を覗き込みAが一人であると分かった「今なら新品が得や。廃棄するにしても7,500円要るんや。新品は15,000円、廃棄料のことを考えたら新品のほうが得や。新品にしとき。」などと大きな声を出した。

また、Aが、「お金ありません。消火器いりません。」と、断ると大きな声で「要るものはいるんやし、新品の方が得やから、ごちゃごちゃ言わんと振り込んでくれたらええわ。家庭用消火器の設置が義務付けされたんやで。」「振込用紙つくるわ。」と言って、Aに「これに書いてある日までに15,000円振込んで。」等と告げ、一方的に、古い消火器を回収するとともに、新しい消火器を置いて帰った。

【事例2】

同社従業員Uは、消費者B宅に電話で「前に買ってもらっているところの消火器会社。」とだけ伝え、「いざと言う時、今のは使えない。」「中味の粉が固まっているので使えない。今あるのが直ぐ使えなくていいの。」など電話で執拗に勧誘を行い、Bが「いらん、要りません。」と何度断っても電話を切らないので、Bから一方的に電話を切った。

その数日後に突然、Uは消費者B宅を訪れ、何回もチャイムを鳴らしたり、声を出してBの名前を呼ぶなどし、迷惑な勧誘を行った。

その後、UはB宅に一方的に消火器を置き、隣家に振込用紙を預けるなどの迷惑な勧誘を行った。

Bが同社に消火器の引取りの連絡を行ったところ、「ひまがないんや、そっちで送り賃出して送れや。」などといって途中で電話を切られた。

【事例3】

同社従業員Vは消費者C宅を突然訪問し、「自治会の名簿を元にして、古い消火器の回収に回っています。」と告げたので、Cが、「自治会長がこのことを知っていますか。」と聞くと「声をかけております。」と言われた。そのため、Cは、信用して話を聞くことにし、Vが「消火器を見せて下さい。」と言ったので、台所に置いてあった消火器を見せると「この消火器は期限がきている。引き取り交換する。」と言われ、詰め替え費用5,100円、消費税255円、合計5,355円で契約した。

その後、Cは、業者のことを不信に思い、自治会長に確認したところ、「ユウキニッショーが来たとか、自治会の話は知らない。」と言われ、騙されたと分かった。Cが、契約を解除するために消費生活センターに相談したところ、相談員が同社に電話し、従業員から「商品を着払いで送れば返金する。」と言われ電話を切られたと教えられた。その後、相談員の指導によりクーリング・オフの通知書を作成しその日のうちに発送した。数日後、相談員から消火器を着払いで同社へ送るよう指示があったので返送した。しかし、1ヶ月近く経っても返金がなかったので、再度、相談員に相談し、相談員から同社に対し、「このまま放置していると法的措置を行う。」ということ伝えたところ、Cの自宅に現金書留で返金があった。

なお、古い消火器についても返却を申し出たが返却はなかった。

(参考)

株式会社ユウキニッショーに関する消費生活相談件数

○近畿各府県における相談件数等

平成22年10月22日現在

	大阪府	滋賀県	京都府	兵庫県	奈良県	和歌山県
平成20年度	79件	0件	4件	14件	7件	0件
平成21年度	161件	10件	20件	39件	9件	0件
平成22年度	66件	8件	44件	63件	8件	3件
計	306件	18件	68件	116件	24件	3件

○大阪府における相談者(契約者)性別・年齢別件数

	40歳代以下	50歳代	60歳代	70歳代	80歳代以上	不明	合計
男性	13	20	25	15	9	4	86
女性	29	43	53	53	21	14	213
計	42	63	78	68	30	25	306

※不明欄には団体からの相談件数7件を含む

○大阪府における主な相談事例

契約当事者		契約金額	商品及び 役務の内容	結果等
年齢・職業	性別			
80代 無職	女性	10,185円	消火器の回収・ 購入	クーリング・オフ
70代 無職	女性	14,175円	消火器の回収・ 購入	クーリング・オフ
80代 無職	女性	12,180円	消火器の購入	クーリング・オフ

資料提供ID
5149

